

資 料 編

(1) 市原市水道事業の歴史

【市原市水道事業、創設以前】

<昭和 27 年度>

27. 10. 5 牛久簡易水道事業 創設認可(2,500 人・375 m³/日)市原市の水道の発祥

<昭和 32 年度>

32. 10. 7 奈良簡易水道事業 創設認可(230 人・30 m³/日)

<昭和 33 年度>

33. 9. 30 北部簡易水道事業 創設認可(2,300 人・276 m³/日)

33. 11. 4 戸田簡易水道事業 創設認可(4,000 人・600 m³/日)

<昭和 35 年度>

35. 11. 県営水道が五井、市原地区に一部給水を開始

36. 3. 27 牛久簡易水道事業 変更認可(4,700 人・748 m³/日)

<昭和 37 年度>

37. 7. 11 南部簡易水道事業 創設認可(3,000 人・450 m³/日)

38. 2. 28 海上簡易水道事業 創設認可(3,000 人・450 m³/日)

38. 3. 23 鶴舞簡易水道事業 創設認可(2,800 人・480 m³/日)

<昭和 38 年度>

38. 4. 3 東部簡易水道事業 創設認可(1,600 人・240 m³/日)

38. 5. 1 市制施行

<昭和 39 年度>

39. 4. 28 三和地区広域簡易水道事業 創設認可(7,300 人・1,180 m³/日)

39. 5. 21 菅野地区簡易水道事業 創設認可(170 人・25.5 m³/日)

39. 8. 県営水道が姉崎地区に給水を開始

40. 2. 8 内田簡易水道事業 創設認可(1,800 人・300 m³/日)

<昭和 42 年度>

42. 10. 1 市原市が市原郡南総町、加茂村を編入(合併)

43. 3. 30 牛久簡易水道事業 変更認可(6,000 人・1,800 m³/日)

<昭和 43 年度>

43. 10. 14 市原市養老川多目的ダム建設対策協議会設立

<昭和 44 年度>

44. 4. 19 奈良簡易水道事業を廃し、市津地区水道事業 創設認可(8,500 人・1,780 m³/日)

44. 6. 16 市原市月出簡易水道事業 創設認可(210 人・34 m³/日)

<昭和 45 年度>

45. 10. 26 県知事とダム協議会長(市原市長)、高滝ダム建設についての覚書を締結

46. 3. 11 南部簡易水道事業 変更認可(3,000 人・450 m³/日)

46. 3. 11 東部簡易水道事業 変更認可(1,600 人・240 m³/日)

＜昭和 46 年度＞

- 46. 5. 25 北部簡易水道事業 変更認可(2,300 人・276 m³/日)
- 46. 5. 25 三和地区広域簡易水道事業 変更認可(13,000 人・2,040 m³/日)
- 46. 8. 20 平三簡易水道事業 創設認可(1,800 人・286 m³/日)

＜昭和 47 年度＞

- 47. 12. 27 旧南総町、旧加茂村を除く市域が『千葉県公害防止条例』の地下水揚水等規制指定区域になる
- 48. 2. 20 菅野地区簡易水道事業を廃し、南部簡易水道事業 変更認可(4,000 人・800 m³/日)

＜昭和 48 年度＞

- 48. 8. 7 牛久簡易水道事業 変更認可(6,000 人・1,800 m³/日)
- 49. 3. 12 海上簡易水道事業 変更認可(3,000 人・450 m³/日)

＜昭和 49 年度＞

- 49. 7. 12 市全域が『千葉県公害防止条例』の地下水揚水等規制指定区域になる
- 49. 9. 6 第 3 回定例会に議案 137 号「市原市水道事業の創設について」を提出
(内容) 月出以外の 11 の簡易水道を統合
計画給水人口 100,000 人、計画一日最大給水量 40,000 m³
地下水方式を廃止し、高滝ダムの貯留水に水源を求め、給水の安定を図る
- 49. 11. 5 「養老川総合開発事業に関する基本協定」を締結(千葉県知事、千葉県工業用水局長、市原市長)
- 50. 2. 22 市原市月出簡易水道事業 変更認可(210 人・300 m³/日)
- 50. 3. 31 市原市水道事業 創設認可(100,000 人・40,000 m³/日)

【市原市水道事業、創設以後】

＜昭和 53 年度＞

- 54. 2. 1 「養老川総合開発事業に関する基本協定」を締結(千葉県知事、千葉県水道局長、市原市長)
市原市営水道用 0.5 m³/秒(日最大 43,200 m³)
建設費の負担 市原市 1,000 分の 157(5,848,867 千円)
昭和 49 年 11 月 5 日の前協定は廃止

＜昭和 54 年度＞

- 54. 7. 2 県水道局との取水場、導水管、浄水場の共同化を検討
- 55. 1. 31 県水道局と「養老川系高滝ダムに係る水道事業の共同施設に関する覚書」を締結
(内容) 取水場、導水管、浄水場の共同建設・維持管理

＜昭和 55 年度＞

- 55. 9. 20 県水道局と「養老川系高滝ダムに係る水道事業の共同施行に関する基本協定」を締結

＜昭和 56 年度＞

56. 5. 29 市原市が、需要計画、財政事情、その他諸般の理由により、県水道局に「共同施設に関する覚書」「共同施行に関する基本協定」の解約について協議を申し入れ
56. 6. 11 「養老川系高滝ダムに係る水道事業の共同施行に関する協定等の解約に関する協定」を締結

＜昭和 58 年度＞

59. 3. 21 市原市水道事業 創設変更認可(74,300 人・28,000 m³/日)

＜昭和 60 年度＞

60. 7. 2 市原市が「千葉東南部Ⅳ（潤井戸）地区に係る大学立地及び開発に関する基本協定」と「覚書」を交換
61. 1. 高滝ダム本体工事着工

＜昭和 61 年度＞

61. 11. 19 二級河川養老川水系養老川における水利使用に関する河川法による許可
(内容) 許可条件 最大取水量 0.266 m³/秒 (22,982 m³/日)
許可期限 平成 8 年 3 月 31 日

＜昭和 62 年度＞

62. 7. 28 市原市月出簡易水道事業 変更認可(290 人・410 m³/日)
62. 8. 15 高滝取水場本体工事着工
62. 11. 14 高滝ダム定礎式
62. 12. 17 千葉県東方沖地震発生 (マグニチュード 6.7、震度 6)

＜平成元年度＞

2. 3. 30 県水道局と「暫定緊急応援給水に関する協定」を締結 (光風台浄水場系)

＜平成 2 年度＞

2. 4. 1 初代水道事業管理者に地引希壹氏就任
2. 4. 1 「高滝ダムの管理に関する協定」及び「高滝ダム環境整備共同施設の管理に関する協定」を締結
2. 4. 高滝ダム竣工

＜平成 3 年度＞

3. 10. 11 第二代水道事業管理者に根本正夫氏就任
3. 11. 新井浄水場本体工事着工

＜平成 4 年度＞

5. 3. 牛久配水池竣工

＜平成 5 年度＞

5. 7. 16 市原市管工事協同組合と「水道施設災害応急工事等に関する協定」を締結
5. 10. 19 県水道局と「暫定分水に関する協定」を締結 (光風台浄水場系)
県水道局との「暫定緊急応援給水に関する協定」を廃止 (光風台浄水場系)
6. 3. 高滝取水場、新井浄水場竣工

＜平成 6 年度＞

- 6. 4. 25 市原市が住宅・都市整備公団と「潤井戸地区特定土地区画整理事業に関する基本協定」を締結
- 7. 2. 10 新井浄水場通水式（牛久・戸田地区に表流水の給水を開始）
- 7. 2. 22 住宅・都市整備公団と「潤井戸地区における上水道施設（地区外）の設置に関する費用負担協定」を締結
- 7. 3. 31 県水道局との「暫定分水に関する協定」を廃止（光風台浄水場系）

＜平成 7 年度＞

- 7. 10. 11 第三代水道事業管理者に伊藤禎洋氏就任
- 7. 11. 2 「千葉県水道災害相互応援協定」を締結（県内 66 水道事業体等）
- 8. 3. 29 二級河川養老川水系養老川における水利使用に関する河川法による許可
（内容） 許可条件 最大取水量 0.266 m³/秒（22,982 m³/日）
許可期限 平成 18 年 3 月 31 日

＜平成 8 年度＞

- 8. 7. 25 県（水道局・水政課）、千葉市、市原市の 4 者間において「千葉・市原丘陵新都市開発における水道整備に係る確認書」が締結され、県水道局からの分水を確認

＜平成 9 年度＞

- 10. 3. 25 市原市月出簡易水道事業 廃止許可（平成 10 年 3 月 26 日統合）
- 10. 3. 26 市原市水道事業 第 1 次拡張認可（109,100 人・52,100 m³/日）

＜平成 10 年度＞

- 10. 4. 1 地下水系施設の点検業務を委託
- 10. 5. 18 「社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定」を締結（県内 56 水道事業体等）
- 10. 12. 25 千葉市と県水道局からの分水に伴う「水道施設の共同建設に関する協定」を締結
- 11. 1. 29 市津開発(株)及び(株)フジタと「千葉・市原丘陵新都市整備に係る上水道施設設置事業に伴う開発事業者の負担金に関する協定」を締結【(仮称)市津緑の街開発事業】
- 11. 2. 23 市原市市東第一土地区画整理組合設立準備委員会及び東急不動産(株)と同様の協定を締結【(仮称)市東第一特定土地区画整理事業】
- 11. 2. 23 東急不動産(株)と同様の協定を締結【奈良金剛地周辺地区等の将来開発構想】
- 11. 3. 30 三和配水池の竣工により三和地区に表流水（地下水との混合水）の給水を開始

＜平成 11 年度＞

- 11. 4. 1 石塚飲料水供給施設を統合（水道事業の一元化）
- 11. 8. 20 県水道局と「分水に関する協定」を締結
- 11. 9. 20 「市原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を公布、水道事業管理者を廃止（平成 11 年 10 月 11 日施行）
- 11. 10. 8 千葉市と県水道局からの分水に伴う「水道施設の共同管理に関する協定」を締結

＜平成 13 年度＞

13. 11. 新井浄水場増設事業着工、市津配水池築造事業着工

＜平成 14 年度＞

14. 5. 28 県水道局と「暫定応援分水に関する協定」を締結（瀬又浄水場系）
14. 6. 11 千葉市と「福増系送水管の暫定使用に関する協定」を締結
15. 3. 14 市津配水池築造事業竣工

＜平成 15 年度＞

15. 5. 1 市津配水池の竣工により、市津地区の一部に表流水の給水を開始
16. 3. 15 新井浄水場増設事業竣工

＜平成 17 年度＞

17. 4. 1 新井浄水場の運転管理業務を委託
17. 11. 28 独立行政法人都市再生機構千葉地域支社と「潤井戸地区における上水道施設（地区内）の設置に関する協定」を締結
18. 3. 23 二級河川養老川水系養老川における水利使用に関する河川法による許可
（内容） 許可条件 最大取水量 0.266 m³/秒（22,982 m³/日）
許可期限 平成 28 年 3 月 31 日
18. 3. 30 千葉・市原丘陵新都市開発計画の中止により千葉市と「水道施設の譲与に関する協定」を締結

＜平成 18 年度＞

18. 4. 24 千葉・市原丘陵新都市開発計画の中止により「千葉・市原丘陵新都市開発における水道整備に係る確認書」及び「分水に関する協定」の失効

＜平成 19 年度＞

19. 4. 1 水道料金のコンビニエンスストアでの納付取扱開始
19. 4. 1 夜間・休日における漏水の受付・調査業務を委託
19. 4. 1 水道法第 20 条に定める水質検査を委託
19. 11. 30 県水道局との「暫定応援分水に関する協定」を廃止
千葉市との「福増系送水管の暫定使用に関する協定」を廃止
20. 3. 24 瀬又配水池竣工
20. 3. 31 瀬又地区に表流水の給水を開始

＜平成 20 年度＞

20. 4. 1 新設・更新する水道管に耐震継手(NS 形)を本格採用
20. 8. 災害等の緊急時における応援給水協定の締結
（瀬又配水池水系）
・ 県水道局と「緊急応援給水に関する協定」を締結（平成 20 年 8 月 6 日）
・ 千葉市と「福増系送水管の使用に関する協定」を締結（平成 20 年 9 月 12 日）
（光風台浄水場水系）
・ 県水道局と「緊急応援給水に関する協定」を締結（平成 20 年 11 月 18 日）

＜平成 21 年度＞

22. 2. 9 残留塩素低減対策として、牛久配水池に追加次亜注入設備を増設
22. 3. 18 新生中継ポンプ場において光風台浄水場に表流水を供給（補完）するための設

備を増設

22. 3. 23 潤井戸特定土地地区画整理事業区域内の配水管整備完了

<平成 22 年度>

22. 5. 18 水道水ペットボトル「市原の水『きずな』」を製造・販売（平成 23 年 1 月 31 日
完売）
23. 3. 8 新井浄水場に太陽光発電、LED 照明設置（地域グリーンニューディール基金事業）
23. 3. 11 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）発生（マグニチュード 9.0、震度 5 弱）
23. 3. 12 「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき香取郡東庄町に給水車 1 台と職員 2
名を派遣
23. 3. 31 県と「千葉県水道災害相互応援協定を変更する協定」を締結

<平成 23 年度>

23. 4. 1 水道配水用ポリエチレン管一部採用
24. 3. 14 新井浄水場沈澱池設備増設
24. 3. 30 県と「千葉県水道災害相互応援協定を変更する協定」を締結

<平成 24 年度>

24. 7. 26 三和送水管送水ルート(R2)竣工
25. 1. 28 認可変更を要しない軽微な変更に伴う届出（新井浄水場浄水処理方法の変更・
粉末活性炭注入設備の追加）
25. 3. 28 新井浄水場に粉末活性炭注入設備を設置

<平成 25 年度>

26. 2. 26 市津配水池増設

<平成 26 年度>

26. 7. 1 上下水道料金徴収一元化
26. 9. 30 県と「千葉県水道災害相互応援協定を変更する協定」を締結
27. 3. 25 新井浄水場薬品注入設備更新（薬品貯留槽交換）

<平成 27 年度>

27. 10. 1 地下水系施設の点検業務と新井浄水場の運転管理業務を一括で委託
28. 2. 15 二級河川養老川水系養老川における水利使用に関する河川法による許可
（内容） 許可条件 最大取水量 0.266 m³/秒（22,982 m³/日）
許可期限 平成 38 年 3 月 31 日
28. 3. 29 新井浄水場薬品注入設備更新（薬品注入ポンプ交換）

<平成 28 年度>

29. 3. 「市原市水道事業経営計画」策定

<平成 29 年度>

29. 11. 6 有収率等改ざん問題を報道発表
29. 11. 14 庁内に「市原市水道事業調査委員会」設置
30. 2. 2 有収率等改ざん問題に対する職員処分（訓告 10 人、文書注意 14 人）
30. 2. 6 「市原市水道事業調査委員会調査報告書」報道発表

30. 3. 23 「市原市長の給与の特例に関する条例」議決
(有収率等改ざん問題に対する市長の給料等減額：平成 30 年 4 月分を 10%カット)

<平成 30 年度>

30. 4. 1 市原市水道事業管理者に石井賢二氏就任
30. 11. 30 県と「千葉県水道災害相互応援協定」を締結（協定の変更）
30. 12. 1 「市原市水道事業運営審議会」設置

<令和元年度>

- 元. 9. 9 台風 15 号（令和元年房総半島台風）による被害発生（最大断水戸数 1,216 戸）
「千葉県水道災害相互応援協定」に基づく県水政課への応援給水要請により派遣された自衛隊給水車両による応急給水実施
元. 10. 12 台風 19 号（令和元年東日本台風）による被害発生（最大断水戸数 211 戸）

<令和 2 年度>

2. 12. 21 「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき南房総市に給水車と職員を派遣（1 日当たり給水車 1 台と職員 2 名）
2. 12. 21 ～ 2. 12. 25 5 日間 計 10 名
3. 1. 4 ～ 3. 1. 8 5 日間 計 10 名
3. 1. 16 ～ 3. 1. 22 7 日間 計 14 名 17 日間 34 名
2. 12. 31 「千葉県水道災害相互応援協定」に基づきかずさ水道広域連合企業団に給水車と職員を派遣（1 日当たり給水車 1 台と職員 2 名）
2. 12. 31 ～ 3. 1. 4 4 日間 計 8 名

<令和 3 年度>

4. 2. 「市原市水道事業ビジョン」策定
4. 3. 31 「市原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を公布、水道事業管理者を廃止（令和 4 年 4 月 1 日施行）

<令和 4 年度>

5. 3. 24 県企業局と「緊急応援給水に関する協定書」を締結
5. 3. 24 かずさ水道広域連合企業団と「災害時等における補水支援に係る相互協力協定」を締結

(2) 市原市水道事業の経過

事業名称	認可年月日	許可番号	計 画 給水人口 (人)	給水開始年度	計画一日 最大給水量 (m ³ /日)	摘 要
牛久簡易水道事業	昭和27年 10月 5日	千葉県指令河 第 535号	2,500	昭和28年度	375	創設
	昭和36年 3月27日	千葉県指令 第1060号	4,700		748	1拡
	昭和43年 3月30日	千葉県指令 第1268号	6,000		1,800	2拡
	昭和48年 8月 7日	千葉県指令 第1796号	6,000		1,800	2拡変更
北部簡易水道事業	昭和33年 9月30日	千葉県指令 第1445号	2,300	昭和34年度	276	創設
	昭和46年 5月25日	千葉県指令 第1456号	2,300		276	創設変更
戸田簡易水道事業	昭和33年 11月 4日	千葉県指令 第1702号-2	4,000	昭和35年度	600	創設
南部簡易水道事業	昭和37年 7月11日	千葉県指令 第1971号	3,000	昭和38年度	450	創設
	昭和46年 3月11日	千葉県指令 第 744号	3,000		450	創設変更
	昭和48年 2月20日	千葉県指令 第 791号	4,000		800	1拡
海上簡易水道事業	昭和38年 2月28日	千葉県指令 第 527号	3,000	昭和39年度	450	創設
	昭和49年 3月12日	千葉県指令 第 744号	3,000		450	創設変更
鶴舞簡易水道事業	昭和38年 3月23日	千葉県指令 第 742号	2,800	昭和39年度	480	創設
東部簡易水道事業	昭和38年 4月 3日	千葉県指令 第 974号	1,600	昭和39年度	240	創設
	昭和46年 3月11日	千葉県指令 第 743号	1,600		240	創設変更
三和地区広域簡易水道事業	昭和39年 4月28日	千葉県指令 第1522号	7,300	昭和40年度	1,180	創設
	昭和46年 5月25日	千葉県指令 第1457号	13,000		2,040	1拡
内田簡易水道事業	昭和40年 2月 8日	千葉県指令 第 405号	1,800	昭和41年度	300	創設
市津地区水道事業	昭和44年 4月19日	千葉県指令 第1200号	8,500	昭和46年度	1,780	創設
市原市月出簡易水道事業	昭和44年 6月16日	千葉県指令 第1531号	210	昭和45年度	34	創設
	昭和50年 2月22日	千葉県指令 第 624号	210		300	1拡
	昭和62年 7月28日	千葉県水政指令 第 2号	290		410	2拡
平三簡易水道事業	昭和46年 8月20日	千葉県指令 第1979号	1,800	昭和48年度	286	創設
市原市水道事業	昭和50年 3月31日	厚生省環 第 354号	100,000		40,000	創設
	昭和59年 3月21日	厚生省環 第 124号	74,300	平成 6年度	28,000	創設変更
	平成10年 3月26日	厚生省収生衛 第 322号	109,100		52,100	1拡
	平成25年 2月1日	水政 第 462号	47,281		20,970	届出

(3) 水道事業所有地一覧表

(単位 m²)

名 称	所 在 地	取得年月日	面積 (登記簿上)
新井浄水場	市原市新井731-1 外41筆	H13. 3. 22	63, 483. 88
高滝取水場	市原市養老842-3 外 4筆	S58. 6. 16	1, 217. 47
新幸田水管橋用地	市原市外部田56-4 外 3筆	H 3. 9 9	1, 102. 18
牛久配水池	市原市西国吉130-1 外 2筆	H 3. 5. 23	14, 267. 02
栢橋加圧所	市原市栢橋字原田765-1	R 2. 4. 1	143. 00
三和送水管布設用地	市原市武士126-5 外 1筆	H10. 2. 26	43. 43
三和配水池	市原市勝間1215-2 外 1筆	H 7. 5. 1	5, 736. 68
市津配水池	市原市大作99-25 外 4筆	H 9. 10. 30	3, 883. 07
永吉浄水場 (市津第1号井)	市原市永吉727-4	S46. 2. 8	2, 333. 00
市津第2号井	市原市永吉659-3	S46. 2. 8	82. 00
奈良加圧所	市原市奈良435-5	S46. 3. 16	275. 00
瀬又配水池	市原市瀬又1740-3 外 3筆	S54. 3. 27	1, 370. 51
瀬又加圧所	市原市瀬又969-18	H 9. 11. 28	500. 31
潤井戸浄水場 (潤井戸第1号井)	市原市潤井戸2061-2	S61. 2. 27	3, 136. 38
喜多加圧所	市原市喜多794-5	S45. 4. 17	258. 00
小田部加圧所	市原市小田部459-4	S57. 11. 4	111. 00
うるいど南配水管布設用地	市原市うるいど南六丁目3-4	H25. 7. 1	909. 98
武士浄水場 (三和第1号井)	市原市武士312-1	S39. 9. 30	548. 76
三和第2号井	市原市武士327-3	S39. 9. 30	165. 28
三和浄水場 (三和第3号井)	市原市武士826-3 外 2筆	S39. 3. 30	1, 448. 33
勝間浄水場 (三和第4号井)	市原市勝間1215-3	S50. 10. 3	330. 00
大桶第1加圧所	市原市大桶827-2	H元. 7. 13	86. 00
大桶第2加圧所	市原市大桶93-3	S39. 9. 30	66. 11
松崎加圧所	市原市松崎65-4	S47. 5. 24	49. 00
櫃狭加圧所	市原市土字1427-153	S39. 9. 30	66. 11
分目浄水場 (海上第1号井)	市原市分目253-1 外 3筆	S38. 9. 30	912. 00
海上配水池	市原市分目467-1 外 1筆	S38. 9. 30	630. 00
海上配水池建設用地	市原市分目273-1 外 1筆	H26. 11. 26	788. 89
新生中継ポンプ場 (海上第2号井)	市原市新生77	S48. 2. 26	694. 00
光風台浄水場 (光風台第1号井)	市原市光風台四丁目496 外 2筆	S51. 3. 30	1, 873. 94
光風台第2号井	市原市光風台四丁目424	S51. 3. 30	17. 36
三和第6号井	市原市光風台五丁目206	S51. 3. 30	99. 61
光風台配水池	市原市光風台四丁目502	S53. 11. 10	600. 53
旧戸田浄水場 (旧戸田第2号井)	市原市上高根1056-3	S63. 3. 18	754. 65
旧戸田第1号井	市原市上高根758-4	H11. 3. 10	54. 00
牛久浄水場 (牛久第1号井)	市原市牛久227-4 外 3筆	S59. 12. 11	721. 15
西国吉浄水場 (牛久第2号井)	市原市西国吉345-6 外 1筆	S47. 3. 31	147. 61
江子田浄水場 (牛久第3号井)	市原市江子田147-2 外 1筆	S48. 7. 24	549. 40
奉免第1加圧所	市原市牛久943-4	S48. 12. 20	87. 00
皆吉加圧所	市原市皆吉916-10 外 2筆	S62. 4. 14	152. 13
皆吉団地調圧槽	市原市皆吉1571-474	S55. 3. 31	150. 00
皆吉団地配水管埋設用地	市原市皆吉1571-1	H 9. 3. 18	1, 056. 00
大蔵浄水場 (牛久第4号井)	市原市大蔵200	S56. 6. 27	175. 00
鶴舞浄水場 (鶴舞第2号井)	市原市鶴舞145-2	S61. 7. 22	4, 756. 17

(単位 m²)

名 称	所 在 地	取得年月日	面積 (登記簿上)
米原浄水場 (平三第1号井)	市原市米原1027	S46. 11. 8	466. 00
米原配水池	市原市米原330-2 外 1筆	S46. 12. 2	221. 00
米原調圧槽	市原市米原2224	S46. 11. 1	79. 00
平蔵配水池	市原市平蔵433-1	S46. 11. 1	101. 00
本郷浄水場 (北部第4号井)	市原市本郷663	S34. 3. 31	565. 28
山口加圧所	市原市山口255-6	S59. 6. 12	186. 91
養老加圧所	市原市久保94-10	S59. 11. 12	101. 23
古敷谷浄水場	市原市古敷谷1142-2	S39. 4. 5	809. 00
東部第1号井	市原市古敷谷1179	S46. 3. 1	307. 00
古敷谷着水井	市原市古敷谷1171-2	S46. 3. 1	123. 00
古敷谷配水池	市原市古敷谷1147-4 外 1筆	S39. 4. 5	793. 00
古敷谷加圧所	市原市古敷谷2534-5	S55. 6. 3	100. 00
古敷谷旧水源	市原市古敷谷1132-2	S39. 4. 5	85. 00
夕木配水池	市原市戸面441-2	S37. 10. 2	1, 344. 00
国本浄水場 (南部第4号井)	市原市国本492-1	S60. 11. 27	1, 722. 80
南部第2号井	市原市国本535-5	S47. 3. 31	122. 40
芋原加圧所	市原市折津812-2 外 1筆	S62. 3. 6	83. 44
田淵加圧所	市原市田淵602-7	H 8. 1. 30	70. 49
菅野調圧槽	市原市菅野213-3 外 1筆	S40. 3. 31	228. 70
月出浄水場	市原市月出924-2 外 2筆	S49. 12. 2	509. 78
旧月出水源用地	市原市月出915-2	S45. 3. 25	64. 00
旧減圧場用地	市原市月出1077-6	S45. 3. 25	12. 00
月出水源管理用通路用地	市原市月出1006-7	H 7. 2. 9	131. 24
石塚浄水場	市原市石塚232 外 1筆	H11. 4. 1	217. 83
大作減圧弁室用地	市原市大作594	S45. 5. 19	49. 58
犬成減圧弁室用地	市原市犬成601-4	S45. 4. 17	13. 00
下野配水管布設用地	市原市下野290-3 外 1筆	S58. 3. 12	82. 18
高滝取水場管理用道路用地	市原市養老843-31 外14筆	S59. 6. 6	1, 167. 82
新井浄水場進入路用地	市原市高滝894-9 外95筆	H 3. 10. 21	6, 395. 76
万田野中継ポンプ場用地	市原市万田野665-3	S51. 3. 31	753. 00
旧南部水源用地	市原市朝生原1190-1	S38. 3. 31	326. 99
石神中継ポンプ場用地	市原市石神313-1	H 3. 6. 3	481. 00
市津水源ポンプ場用地	市原市東国吉1035-2	S44. 6. 20	80. 00
朝生原加圧所	市原市朝生原140-2	H16. 4. 7	85. 00
計			133, 710. 37

(4) 主要水道施設一覧表

区分	施設名称		位置・所在地	現有能力・容量等の内容 (単位：m³/日)		備考
取水施設	1	高滝取水場（高滝ダム表流水）	市原市養老842-3	1日最大取水量	15,120	
	2	潤井戸第1号井	市原市潤井戸2061-2	現有取水能力	1,368	
	3	潤井戸第2号井	市原市下野467-4	〃	1,872	
	4	三和第1号井	市原市武士312-1	〃	720	
	5	三和第3号井	市原市武士826-3	〃	1,044	
	6	海上第1号井	市原市分目253-2	〃	1,296	
	7	海上第2号井	市原市新生77	〃	1,022	
	8	光風台第1号井	市原市光風台四丁目496	〃	1,728	
	9	光風台第2号井	市原市光風台四丁目424	〃	432	
	10	三和第6号井	市原市光風台五丁目206	〃	777	
	11	牛久第4号井	市原市大蔵200	〃	72	
	12	内田第1号井	市原市奥野1033	〃	576	
	13	鶴舞第1号井	市原市鶴舞625	〃	1,440	
	14	鶴舞第2号井	市原市鶴舞145-2	〃	1,195	
	15	鶴舞第3号井	市原市鶴舞253-1	〃	1,080	
	16	平三第1号井	市原市米原1027	〃	302	
	17	平三第2号井	市原市平蔵432-1	〃	720	
	18	東部第2号井	市原市新井510-1	〃	576	
	19	南部第1号井	市原市朝生原1232-1	〃	662	
	20	南部第2号井（自噴井戸）	市原市国本535-5	〃	299	
	21	南部第3号井	市原市万田野325-1	〃	144	
	22	南部第4号井（自噴井戸）	市原市国本492-1	〃	149	
	23	月出第1号井	市原市月出1044-1	〃	331	
	24	石塚第1号井	市原市石塚233	〃	144	
	計				取水量	33,069
※ 特 記 上記現有取水能力は、取水ポンプの揚水能力であり、実際の井戸の取水能力とは異なる。						
浄水施設	1	新井浄水場	市原市新井731	公称施設能力	16,800	
	2	潤井戸浄水場	市原市潤井戸2061-2	〃	2,500	
	3	武士浄水場	市原市武士312-1	〃	230	
	4	三和浄水場	市原市武士826-3	〃	1,220	
	5	分目浄水場	市原市分目253-2	〃	1,750	
	6	光風台浄水場	市原市光風台四丁目496	〃	3,100	

区分	施設名称		位置・所在地		現有能力・容量等の内容 (単位：m³/日)		備考
浄水施設	7	大蔵浄水場	市原市大蔵200		公称施設能力	120	
	8	内田浄水場	市原市奥野1033		〃	600	
	9	鶴舞浄水場	市原市鶴舞145-2		〃	2,350	
	10	米原浄水場	市原市米原1027		〃	300	
	11	平蔵浄水場	市原市平蔵432-1		〃	500	
	12	東部第2浄水場	市原市新井510-1		〃	500	
	13	朝生原浄水場	市原市朝生原1232-1		〃	660	
	14	国本浄水場	市原市国本492-1		〃	800	
	15	万田野浄水場	市原市万田野325-1		〃	140	
	16	月出浄水場	市原市月出924-2		〃	300	
	17	石塚浄水場	市原市石塚233		〃	76	
	計				〃	31,946	
送水施設	牛久送水管大和田橋水管橋		市原市大和田地先		STPY41	φ 600	
	牛久送水管新幸田橋水管橋		市原市外部田及び久保地先		STW	φ 600	
	牛久送水管江川橋水管橋		市原市皆吉地先		DIP	φ 450	
	三和送水管楓橋水管橋		市原市牛久及び皆吉地先		STW	φ 450	
	三和送水管忠志橋水管橋		市原市米沢地先		STW	φ 600	
	三和送水管真栄橋水管橋		市原市真ヶ谷及び原田地先		STW	φ 600	
	三和送水管R2中橋水管橋		市原市中地先		SUS	φ 400	
	新生中継ポンプ場		市原市新生77		公称施設能力	1,756	
配水施設	1	牛久配水池	市原市西国吉130-1	2 池	有効容量 (m³)	3,500	
	2	三和配水池	市原市勝間1215-2	2 池	〃	4,200	
	3	市津配水池	市原市大作99-25	2 池	〃	3,000	
	4	瀬又配水池	市原市瀬又1740-1	4 池	〃	1,132	
	5	潤井戸配水池	市原市潤井戸2061-2	2 池	〃	768	
	6	海上配水池	市原市分目467-1	1 池	〃	192	
	7	光風台第1配水池	市原市光風台四丁目502	1 池	〃	630	
	8	光風台第3配水池	市原市光風台四丁目496	2 池	〃	1,492	
	9	大蔵配水池	市原市大蔵200	1 池	〃	36	
	10	内田配水池	市原市奥野1050	2 池	〃	108	
	11	鶴舞配水池	市原市鶴舞145-2	2 池	〃	816	
	12	米原配水池	市原市米原330-2	2 池	〃	177	
	13	平蔵第1配水池	市原市平蔵432-1	1 池	〃	129	
	14	平蔵第2配水池	市原市平蔵433-1	1 池	〃	170	
	15	東部第2配水池	市原市新井510-1	2 池	〃	140	

区分	施設名称		位置・所在地		現有能力・容量等の内容 (単位：m ³ /日)		備考
配 水 施 設	16	夕木配水池	市原市戸面441-2	2 池	有効容量 (m ³)	300	
	17	国本配水池	市原市国本492-1	2 池	〃	460	
	18	万田野配水池	市原市万田野325-1	1 池	〃	36	
	19	月出配水池	市原市月出924-2	3 池	〃	309	
	20	石塚配水池	市原市石塚233	1 池	〃	16	
	計			36 池	〃	17,611	
調 圧 槽	1	皆吉団地調圧槽	市原市皆吉1571-474	有効容量 (m ³)		110.0	牛久配水池系
	2	米原調圧槽	市原市米原2224	〃		4.8	米原浄水場系
	3	菅野調圧槽	市原市菅野213-2	〃		13.0	国本浄水場系
	計			〃		127.8	
加 圧 所	1	奈良加圧所	市原市奈良435-5	有効容量 (m ³)		45.0	市津配水池系
	2	瀬又加圧所	市原市瀬又969-18	〃		60.0	瀬又配水池系
	3	松崎加圧所	市原市松崎65-4	〃		233.0	三和配水池系
	4	櫃狭加圧所	市原市土宇1427-153	〃		2.2	三和配水池系
	5	皆吉団地加圧所	市原市皆吉741	増圧ポンプ			牛久配水池系
	6	米原加圧所	市原市米原2274-2	有効容量 (m ³)		7.2	米原浄水場系
	7	古敷谷加圧所	市原市古敷谷2534-5	〃		8.0	新井浄水場系
	8	朝生原加圧所	市原市朝生原140-2	〃		3.7	朝生原浄水場系
	9	芋原加圧所	市原市折津812-2	〃		13.5	朝生原浄水場系
	10	戸面加圧所	市原市戸面251	〃		0.5	朝生原浄水場系
	11	菅野加圧所	市原市菅野32-3	〃		20.3	国本浄水場系
	12	田淵加圧所	市原市田淵602-7	〃		17.5	国本浄水場系
	13	栢橋加圧所	市原市栢橋765-7	増圧ポンプ			牛久配水池系
	計			有効容量 (m ³)		410.9	

(5) 水道料金の変遷

○昭和38年8月「市原市海上地区簡易水道事業」

(1か月につき)

種 別	料金率 用途	基 本 料 金		超過料金 (1m ³ につき)
		水 量	料 金	
専 用	一般用	使用水量10m ³ 以内	270円	27円
	営業用	〃	270円	27円
共 用		1世帯につき使用水量8m ³ 以内	200円	27円

○昭和39年4月改正「市原市海上地区、市津地区簡易水道事業」

(海上地区簡易水道料金)

(1か月につき)

種 別	料金率 用途	基 本 料 金		超過料金 (1m ³ につき)
		水 量	料 金	
専 用	一般用	使用水量10m ³ 以内	270円	27円
	営業用	〃	270円	27円
共 用		1世帯につき使用水量8m ³ 以内	200円	27円

(市津地区簡易水道料金)

(1か月につき)

種 別	料金率 用途	基 本 料 金		超過料金 (1m ³ につき)
		水 量	料 金	
専 用	一般用	使用水量10m ³ 以内	400円	40円
	営業用	〃	400円	40円

○昭和40年4月改正

「市原市海上地区、市津地区簡易水道事業および三和地区広域簡易水道事業」

(1か月につき)

種 別	地区別	料金率	基 本 料 金		超過料金 (1 m ³ につき)
		用途	水 量	料 金	
専 用	海上地区	一般用	使用水量10m ³ 以内	300円	30円
	市津地区	〃	〃	400円	40円
	三和地区	〃	〃	330円	33円
共 用	海上地区	〃	使用水量 8m ³ 以内	230円	23円
	市津地区	〃	〃	330円	33円
	三和地区	〃	〃	260円	26円

○昭和40年7月改正

(1か月につき)

種 別	料金率	基 本 料 金		超過料金 (1m ³ につき)
	用途	水 量	料 金	
専 用	一般用	使用水量10m ³ につき	300円	30円
共 用	〃	使用水量 8m ³ 以内	230円	23円

○昭和42年10月改正

「市原市水道事業」

別表1

(1か月につき)

種 別	料金率	基 本 料 金		超過料金 (1m ³ につき)
	用途	水 量	料 金	
専 用	一般用	使用水量10m ³ につき	300円	30円
共 用	〃	使用水量 8m ³ 以内	230円	23円

別表1の2

(1か月につき)

種 別	料金率 用途	基 本 料 金		超過料金 (1m ³ につき)	該当区域
		水 量	料 金		
専 用 共 用	一般用 "	使用水量10m ³ につき "	280円 280円	25円 20円	北部水道
専 用 共 用	" "	" "	330円 330円	30円 25円	南部水道
専 用 共 用	" "	" "	350円 350円	30円 25円	東部水道
専 用 共 用	" "	" "	400円 400円	30円 25円	菅野水道

別表2

(1か月につき)

種 別	料金率 用途	基 本 料 金		超過料金 (1 m ³ につき)	該当区域
		水 量	料 金		
専 用	一般用	使用水量 10m ³ につき	250円	25円	牛久地区 戸田地区 鶴舞地区 内田地区
"	官公署・ 学校・病院	" 20 "	500円	25円	
"	特殊営業用	" 20 "	570円	40円	
"	湯屋営業用	" 100 "	1,700円	23円	
"	学校プール	" 1,000 "	700円	7円	
共 用		1世帯あたり5m ³ につき	130円	20円	

○昭和44年4月改正

(1か月につき)

種別	料金	基本料金		超過料金 (1m ³ につき)					
	用途	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金
専用	一般用	使用水量 10m ³ 以内	300 円	使用水量 11 m ³ 以上 20m ³ 以内	40円	使用水量 21 m ³ 以上 100m ³ 以内	45円	使用水量 101m ³ 以上	50円
	官公署 学校用	〃	300 円	〃	40 円	〃	45 円	〃	50 円
	浴 場 営業用	〃	300 円	〃	40 円	〃	45 円	〃	50 円
共用	一般用	〃	300 円	〃	40 円	〃	45 円	〃	50 円

○昭和48年11月改正

(1か月につき)

種別	料金	基本料金		超過料金	
		使用水量	料 金	使用水量	料 金 (1m ³ につき)
専 用 共 用	10m ³ 以内	300円		11m ³ ～ 20m ³	40円
				21m ³ ～ 40m ³	65円
				41m ³ ～ 100m ³	75円
				101m ³ ～	85円

○昭和51年5月改正

(1か月につき)

基本料金		従量料金 (1 m ³ につき)	
口 径 (mm)	料 金 (円)	使用水量	金 額 (円)
13	230	1m ³ ～ 10m ³	30
20	520	11m ³ ～ 20m ³	80
25	770	21m ³ ～ 40m ³	130
30	1,700	41m ³ ～ 100m ³	170
40	2,200	101m ³ ～ 500m ³	210
45	3,100	501m ³ ～	250
50	4,900	共用の場合は、総使用量を世帯数で除した水量とする。	
75	11,000		

○昭和59年5月改正

(1か月につき)

料 金 表	
基 本 料 金	
口 径 (mm)	金 額 (円)
13	320
20	725
25	1,260
30	2,970
40	4,100
50	9,200
75	21,000
100	41,000
150	113,000
200mm以上は管理者が別に定める。	

従 量 料 金 (1m ³ につき)	
使 用 水 量	金 額 (円)
1m ³ ～ 10m ³	45
11m ³ ～ 20m ³	120
21m ³ ～ 40m ³	195
41m ³ ～ 100m ³	260
101m ³ ～ 500m ³	320
501m ³ ～	350

○平成元年6月改正

(1か月につき)

料 金 表			
基 本 料 金		従 量 料 金 (1m ³ につき)	
口 径 (mm)	金 額 (円)	使 用 水 量	金 額 (円)
13	330	1m ³ ～ 10m ³	50
20	770		
25	1,370	11m ³ ～ 20m ³	130
30	3,570		
40	5,400	21m ³ ～ 40m ³	210
50	12,200		
75	28,000	41m ³ ～ 100m ³	280
100	54,000		
150	150,000	101m ³ ～ 500m ³	345
200mm以上は管理者が別に定める。		501m ³ ～	375

○平成5年4月改正

平成5年4月1日 消費税の転嫁に伴う改正

○平成8年6月改正

(1か月につき)

料 金 表			
基 本 料 金		従 量 料 金 (1m ³ につき)	
口 径 (mm)	金 額 (円)	使 用 水 量	金 額 (円)
13	380	1m ³ ～ 10m ³	57
20	890		
25	1,590	11m ³ ～ 20m ³	150
30	4,170		
40	6,350	21m ³ ～ 40m ³	244
50	14,400		
75	33,100	41m ³ ～ 100m ³	326
100	63,900		
150	177,600	101m ³ ～ 500m ³	404
200mm以上は管理者が別に定める。		501m ³ ～	441

○平成9年4月改正

平成9年4月1日 消費税の税率改正及び地方消費税の創設に伴う改正

○平成16年4月改正

平成16年4月1日 総額表示（消費税及び地方消費税を含む）

(1か月につき)

料 金 表			
基 本 料 金		従 量 料 金 (1m ³ につき)	
口 径 (mm)	金 額 (円)	使 用 水 量	金 額 (円)
13	399.0	1m ³ ～ 10m ³	59.85
20	934.5		
25	1,669.5	11m ³ ～ 20m ³	157.50
30	4,378.5		
40	6,667.5	21m ³ ～ 40m ³	256.20
50	15,120.0		
75	34,755.0	41m ³ ～ 100m ³	342.30
100	67,095.0		
150	186,480.0	101m ³ ～ 500m ³	424.20
200mm以上は管理者が別に定める。		501m ³ ～	463.05

○平成26年4月改正

平成26年4月1日 消費税及び地方消費税の税率改正

(1か月につき)

料 金 表			
基 本 料 金		従 量 料 金 (1m ³ につき)	
口 径 (mm)	金 額 (円)	使 用 水 量	金 額 (円)
13	410.4	1m ³ ～ 10m ³	61.56
20	961.2		
25	1,717.2		
30	4,503.6	11m ³ ～ 20m ³	162.00
40	6,858.0		
50	15,552.0		
75	35,748.0	21m ³ ～ 40m ³	263.52
100	69,012.0		
150	191,808.0		
200mm以上は管理者が別に定める。		101m ³ ～ 500m ³	436.32
		501m ³ ～	476.28

○令和元年10月改正

令和元年10月1日 消費税及び地方消費税の税率改正

(1か月につき)

料 金 表			
基 本 料 金		従 量 料 金 (1m ³ につき)	
口 径 (mm)	金 額 (円)	使 用 水 量	金 額 (円)
13	418	1m ³ ～ 10m ³	62.7
20	979		
25	1,749		
30	4,587	11m ³ ～ 20m ³	165.0
40	6,985		
50	15,840		
75	36,410	21m ³ ～ 40m ³	268.4
100	70,290		
150	195,360		
200mm以上は管理者が別に定める。		101m ³ ～ 500m ³	444.4
		501m ³ ～	485.1

(6) 給水申込納付金（加入金）の変遷

納付金の額 給水管の口径	昭和51年6月1日～ 昭和55年3月31日	昭和55年4月1日～ 平成16年3月31日	平成16年4月1日～ 平成26年3月31日 (消費税含む)	平成26年4月1日～ 令和元年9月30日 (消費税含む)	令和元年10月1日～ (消費税含む)
13mm	60,000円	100,000円	105,000円	108,000円	110,000円
20mm	180,000円	270,000円	283,500円	291,600円	297,000円
25mm	360,000円	460,000円	483,000円	496,800円	506,000円
30mm	820,000円	820,000円	861,000円	885,600円	902,000円
40mm	1,400,000円	1,400,000円	1,470,000円	1,512,000円	1,540,000円
45mm	1,980,000円	—	—	—	—
50mm	2,500,000円	2,500,000円	2,625,000円	2,700,000円	2,750,000円
75mm	6,700,000円	6,700,000円	7,035,000円	7,236,000円	7,370,000円
100mm	市長が別に定める。	14,000,000円	14,700,000円	15,120,000円	15,400,000円
150mm	市長が別に定める。	38,000,000円	39,900,000円	41,040,000円	41,800,000円
200mm以上	市長が別に定める。	管理者が別に定める。	管理者が別に定める。	管理者が別に定める。	管理者が別に定める。

(7) 開発負担金の変遷

区分 負担金の額	建築物負担金	宅地負担金
昭和51年 6月 1日 ～ 平成 5年 3月31日	計画一日最大給水量に 1 m ³ 当たり 130,000円 を乗じて得た額	造成面積に1m ² 当たり650円を乗じて得た額
平成 5年 4月 1日 ～ 平成 9年 6月30日	上表により計算した額に100分の103を乗じて得た額とする。 ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	
平成 9年 7月 1日 ～ 平成16年 3月31日	上表により計算した額に100分の105を乗じて得た額とする。 ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	
平成16年 4月 1日 ～ 平成26年 3月31日	計画一日最大給水量に1m ³ 当たり 136,500円 を乗じて得た額とする。 ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	造成面積に1m ² 当たり682.5円を乗じて得た額とする。 ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
平成26年 4月 1日 ～ 令和元年 9月30日	計画一日最大給水量に1m ³ 当たり 140,400円 を乗じて得た額とする。 ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	造成面積に1m ² 当たり702円を乗じて得た額とする。 ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
令和元年10月 1日 ～	計画一日最大給水量に1m ³ 当たり 143,000円 を乗じて得た額とする。 ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。	造成面積に1m ² 当たり715円を乗じて得た額とする。 ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (注) 1. 建築物負担金の建築物とは、計画1日最大給水量5m³以上の建築物をいう。
2. 宅地負担金の宅地とは、以下の公共用地を除く面積が 1,000m²以上の宅地をいう。

公共用地	・ 学校の用に供する土地 ・ 病院の用に供する土地 ・ 医療施設の用に供する土地 ・ 社会福祉施設の用に供する土地 ・ その他都市施設のうち公益用地を除く公益施設の用に供する土地
------	---

(8) 各種手数料の変遷

○昭和55年4月改正

種 類	金 額
工事店新規指定申請手数料	一件につき 40,000円
工事店更新指定申請手数料	一件につき 10,000円
給水装置技術者又は給水装置配管技能者試験受験手数料	一回につき 10,000円
給水装置技術者又は給水装置配管技能者証交付（再交付更新）手数料	一件につき 1,000円
設計審査手数料	一件につき 1,000円
検査手数料（材料検査・工事検査）	一件につき 4,000円
諸証明手数料	一件につき 100円

○平成8年6月改正

種 類	金 額
工事店新規指定申請手数料	一件につき 45,000円
工事店更新指定申請手数料	一件につき 15,000円
給水装置技術者試験受験手数料	一回につき 9,000円
給水装置配管技能者試験受験手数料	一回につき 11,000円
給水装置技術者又は給水装置配管技能者証交付（再交付更新）手数料	一件につき 2,000円
設計審査手数料	一件につき 1,000円
検査手数料（材料検査・工事検査）	一件につき 5,000円
諸証明手数料	一件につき 200円

○平成10年4月改正

種 類	金 額
指定給水装置工事事業者指定申請手数料	一件につき 10,000円
工事検査手数料	新設及び全部改造の場合 一件につき 5,500円
	その他の場合 一件につき 4,500円
給水装置確認手数料	一件につき 47,000円
諸証明手数料	一件につき 200円

○令和元年10月改正

種 類		金 額	
指定給水装置工事事業者指定申請手数料		一件につき	10,000円
指定給水装置工事事業者指定更新申請手数料		一件につき	10,000円
工事検査手数料	新設及び全部改造の場合	一件につき	5,500円
	その他の場合	一件につき	4,500円
給水装置確認手数料		一件につき	47,000円
諸証明手数料		一件につき	200円

(9) 各水系・月別有収水量・使用料金 (令和4年度)

水 源		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
瀬又 配水池系	水量 (m³)	48,457	42	52,270	13	52,470	65
	金額 (円)	8,482,270	7,860	9,275,500	7,310	9,272,110	10,240
潤井戸 浄水場系	水量 (m³)	41,061	28	43,129	27	43,798	77
	金額 (円)	8,817,620	5,470	9,266,890	6,000	9,646,840	10,570
(新井)三和 配水池系	水量 (m³)	79,975	23	86,111	16	82,996	2
	金額 (円)	18,574,560	5,690	20,895,380	3,290	19,332,210	3,500
分目 浄水場系	水量 (m³)	0	21,734	25	22,824	1	24,296
	金額 (円)	0	3,950,920	2,700	4,333,640	890	4,711,810
光風台 浄水場系	水量 (m³)	57	112,376	30	116,164	16	117,213
	金額 (円)	12,180	19,845,880	9,920	20,768,010	9,890	20,929,000
戸田 浄水場系	水量 (m³)	0	0	0	0	0	0
	金額 (円)	0	0	0	0	0	0
(新井)牛久 配水池系	水量 (m³)	94,949	110,691	98,605	115,182	100,649	119,611
	金額 (円)	20,657,610	20,471,830	21,748,710	21,929,190	22,352,500	22,607,640
大蔵 浄水場系	水量 (m³)	440	0	380	0	369	0
	金額 (円)	87,700	0	74,530	0	73,540	0
内田 浄水場系	水量 (m³)	0	1,171	0	1,231	0	1,410
	金額 (円)	0	174,730	0	188,340	0	236,860
鶴舞 浄水場系	水量 (m³)	1,029	39,404	1,104	40,377	1,029	42,725
	金額 (円)	188,330	9,245,260	209,260	9,476,940	189,520	10,059,420
平蔵 浄水場系	水量 (m³)	0	1,162	0	1,176	0	1,244
	金額 (円)	0	374,110	0	370,700	0	378,210
米原 浄水場系	水量 (m³)	0	9,360	0	8,978	2	9,833
	金額 (円)	1,220	2,681,390	0	2,495,050	750	2,750,310
三和配水池 加圧系	水量 (m³)	14,741	0	16,493	0	13,907	0
	金額 (円)	6,014,930	0	6,771,380	0	5,524,020	0
加茂北部 地区系	水量 (m³)	20,044	1,411	21,262	1,965	21,109	1,683
	金額 (円)	4,811,570	352,580	5,178,380	580,730	5,121,670	447,730
東部第二 浄水場系	水量 (m³)	4,007	6,627	4,209	7,977	4,012	8,042
	金額 (円)	1,130,900	2,461,490	1,175,540	3,096,270	1,080,380	3,088,610
新井浄水場 送水支線系	水量 (m³)	5,327	4,028	5,558	4,256	5,565	4,492
	金額 (円)	1,022,360	789,380	1,060,390	849,050	1,046,240	901,980
国本 浄水場系	水量 (m³)	0	14,498	0	15,134	72	15,869
	金額 (円)	0	2,729,120	610	2,932,170	11,080	3,029,260
万田野 浄水場系	水量 (m³)	0	1,800	0	1,849	0	1,914
	金額 (円)	0	329,680	0	339,640	0	349,870
朝生原 浄水場系	水量 (m³)	0	9,442	0	9,519	0	10,747
	金額 (円)	0	1,695,280	0	1,700,970	0	2,043,980
月出 浄水場系	水量 (m³)	0	3,507	0	3,836	0	4,035
	金額 (円)	0	1,460,880	0	1,603,020	0	1,701,560
石塚 浄水場系	水量 (m³)	0	412	0	504	0	560
	金額 (円)	0	60,190	0	77,040	0	89,560
市津 配水池系	水量 (m³)	75,601	158	79,721	59	81,048	51
	金額 (円)	15,141,880	25,880	16,232,050	16,930	16,929,320	9,180
臨時給水	水量 (m³)	0	0	0	0	5	0
	金額 (円)	0	0	0	0	2,420	0
合計	水量 (m³)	385,688	337,874	408,897	351,087	407,048	363,869
	金額 (円)	84,943,130	66,667,620	91,901,240	70,774,290	90,593,380	73,359,290

1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合 計
52,860	12	50,355	37	51,198	26	307,805
9,318,250	5,810	8,809,250	7,800	9,032,680	6,310	54,235,390
44,794	18	41,857	9	42,847	14	257,659
10,080,750	7,070	9,032,770	5,330	9,347,390	2,330	56,229,030
82,623	45	81,699	41	82,362	102	495,995
18,581,600	8,050	18,923,790	7,000	19,336,810	16,100	115,687,980
14	20,637	0	21,057	0	21,763	132,351
2,330	3,708,660	410	3,827,040	610	3,995,750	24,534,760
128	111,928	66	113,975	74	118,126	690,153
26,870	19,844,740	16,300	20,365,090	15,270	21,397,180	123,240,330
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
100,651	111,581	97,834	113,406	96,031	118,294	1,277,484
22,009,000	20,786,950	21,759,990	21,445,300	21,189,720	22,293,380	259,251,820
386	0	363	0	363	0	2,301
75,450	0	71,160	0	71,450	0	453,830
0	1,286	0	1,227	0	1,275	7,600
0	208,940	0	190,230	0	207,330	1,206,430
1,151	39,056	1,070	39,079	1,454	41,734	249,212
213,960	8,971,930	197,000	9,097,070	324,130	9,845,720	58,018,540
0	1,149	0	1,093	0	1,190	7,014
610	357,800	0	342,700	0	387,020	2,211,150
19	10,271	0	9,537	325	10,205	58,530
3,090	3,024,110	0	2,766,570	114,700	2,914,940	16,752,130
16,388	0	15,982	0	15,421	0	92,932
6,753,120	0	6,552,240	0	6,310,170	0	37,925,860
22,322	1,411	20,920	1,455	20,327	1,558	135,467
5,491,970	352,170	5,081,920	365,210	4,842,440	382,090	33,008,460
3,803	6,975	3,235	7,799	3,272	7,817	67,775
983,870	2,669,440	753,820	3,011,800	806,400	3,010,170	23,268,690
5,894	4,128	5,471	4,108	5,504	4,254	58,585
1,113,330	816,270	1,026,310	812,750	1,045,820	845,530	11,329,410
13	14,724	0	13,746	40	15,579	89,675
2,460	2,755,170	0	2,529,350	5,990	3,073,770	17,068,980
0	1,856	0	2,019	0	1,980	11,418
0	333,240	0	387,080	0	375,470	2,114,980
0	9,133	0	9,413	0	10,242	58,496
0	1,632,920	0	1,720,750	410	1,974,100	10,768,410
0	4,004	0	4,249	0	3,894	23,525
0	1,689,090	0	1,803,780	0	1,625,500	9,883,830
0	484	0	491	0	484	2,935
0	73,450	0	74,370	0	73,710	448,320
80,527	96	79,981	136	79,718	134	477,230
16,762,980	27,810	16,606,630	21,250	16,312,440	23,700	98,110,050
0	0	0	0	0	0	5
0	0	0	0	0	0	2,420
411,573	338,794	398,833	342,877	398,936	358,671	4,504,147
91,419,640	67,273,620	88,831,590	68,780,470	88,756,430	72,450,100	955,750,800

(10) 水質基準項目(51項目)の解説

1	一般細菌	一般細菌とは、標準寒天培地を用いて36±1℃で24±2時間培養したとき、培地に集落を形成する細菌のことをいう。分類学的に特定のグループを意味するものではない。一般細菌として検出される細菌の多くは病原菌ではないが、汚染された水ほど多く検出される。
2	大腸菌	飲料水中に大腸菌が存在することは、直ちに対応が必要とされる危険な汚染である可能性を示している。塩素消毒が完全であれば検出されない。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムは、亜鉛とともに自然界にごく微量であるが存在していることが多い。富山県の神通川流域に多発したイタイタイ病は、鉱山排水中のカドミウムが主な原因とされ、昭和43年(1968)5月8日に公害病に認定された。慢性中毒では肺気腫、腎障害、骨変化、タンパク尿の症状がみられる。
4	水銀及びその化合物	水銀による急性中毒は口内炎、下痢、腎障害、慢性中毒では貧血、白血球減少を起し、さらに手足の知覚喪失、精神異常となる。水俣病の原因は、工場排水中のメチル水銀を摂取した魚介類を食したためである。
5	セレン及びその化合物	硫黄鉱床などから産出。金属セレンの毒性は少ないが、化合物には猛毒のものが多い。粘膜に刺激を与え、胃腸障害、肺炎などの症状を起し、全身けいれんから死に至ることがある。
6	鉛及びその化合物	方鉛鉱、白鉛鉱を原料鉛として得られる。軟らかく加工しやすい金属なので、昔から水道管として使用されてきた。近年は水道メーターの前後など一部に限られている。鉛は神経系の障害や、貧血、頭痛、食欲不振、鉛疳痛などの中毒症状を呈することが知られている。
7	ヒ素及びその化合物	自然界では銅、鉄、水銀、鉛、ニッケルなどの鉱物と共存し自然水中に溶出するほか、鉱山排水や工場排水、ヒ酸石灰やヒ酸鉛などの農薬の混入によっても水中に含まれることがある。可溶性無機ヒ素化合物を摂取すると急速に吸収され、肝臓、腎臓、消化管などに強く作用する。
8	六価クロム化合物	6価の形で存在しているクロムのこと。6価クロム塩を多量に摂取した場合、嘔吐、下痢、尿毒症などを引き起こす。致死量は成人の場合二クロム酸カリウムで0.5～1gである。
9	亜硝酸態窒素	水中に含まれる亜硝酸イオン中の窒素の量であり、窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水等に由来する。塩素処理により容易に硝酸態窒素へと酸化されるので、通常の浄水処理により除去され、残留塩素のある浄水には存在しない。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンは、めっき、鉄鋼製造、金銀の選鉱や多くの化学合成工業で使用される。シアンは自然中にはほとんど存在しない。シアン化合物には強い毒性がある。ヒトの体内にはいると、粘膜から吸収され、頭痛、吐き気などを引き起こし、死亡する場合もある。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	(硝酸態窒素) 水中の硝酸イオンおよび硝酸塩に含まれている窒素のことである。硝酸態窒素を多量に含む水を摂取した場合、体内で細菌により硝酸塩は亜硝酸塩へと代謝され、亜硝酸塩は血液中でメトヘモグロビンを生成して呼吸酵素の働きを阻害しメトヘモグロビン血症を起こす。 (亜硝酸態窒素) 水中の亜硝酸イオンまたは亜硝酸塩に含まれている窒素のことである。亜硝酸塩は赤血球のヘモグロビン(体内組織へ酸素を運搬する)と反応してメトヘモグロビンを生成し、呼吸酵素の働きを阻害するメトヘモグロビン血症を起こす。
12	フッ素及びその化合物	水中のフッ素は、主として地質や工場排水の混入などに起因する。フッ素を適量に含んだ水を飲用した場合には「う歯」(むし歯)の予防に効果があるといわれているが、多量に含まれていると斑状歯(歯牙の慢性フッ素中毒)の原因となる。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素は、自然中に含まれることはまれである。ホウ酸を少量摂取した場合には緩和な生理作用を示すに過ぎないが、多量のときには消化器、神経中枢等に影響を及ぼす。ホウ素による中毒症状は、一般に胃腸障害、皮膚紅疹、抑うつ症を伴う中枢神経刺激の症状である。
14	四塩化炭素	テトラクロロメタン、ベンジノホルムともいう。その毒性は肝臓の感受性が最も高く、脂肪浸潤、肝細胞内酵素の遊離、細胞内酵素活性の抑制、炎症が起り、最終的に肝細胞壊死を引き起こす。

15	1,4-ジオキサン	1,4-ジオキサンは、特異的な臭気のある無色の液体である。ヒトに対しては、弱い遺伝毒性しか示されていないが、多臓器での腫瘍を誘発することが報告されている。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	化学合成品はシス体とトランス体の混合物である。水には難溶であるが、各種の有機溶剤には易溶である。多量に摂取した場合には、腹痛、咳、咽頭痛、めまい、吐き気、し眠、脱力感、意識喪失、嘔吐等の急性症状がみられる。
17	ジクロロメタン	沸点40℃の無色の液体。合成有機化学物質であり、自然界には存在しない。多量に摂取した場合には、腹痛、めまい、し眠、頭痛、吐き気、脱力感、意識喪失の急性症状がみられる。
18	テトラクロロエチレン	主な用途はドライクリーニング溶剤、金属用脱脂剤など。多量に摂取した場合には、腹痛、めまい、し眠、頭痛、吐き気、脱力感、意識喪失の急性症状がみられる。
19	トリクロロエチレン	環境に放出されて地下水汚染を越す。地下水中に長期間残留し、分解してジクロロエチレンや塩化ビニルになる。多量に摂取した場合の急性症状は、腹痛、めまい、し眠、頭痛、脱力感、吐き気、意識喪失がある。
20	ベンゼン	揮発性のある無色の液体で、特有の芳香があり、引火性が大きい。多量に摂取した場合の急性症状は、腹痛、咽頭痛、嘔吐がある。
21	塩素酸	主に漂白剤として使用されている。赤血球中のヘモグロビンが亜塩素酸塩により酸化され、メトヘモグロビンを形成することによる中毒症が知られている。
22	クロロ酢酸	クロロ酢酸は、刺激臭のある無色の結晶である。皮膚や鼻、目の粘膜を腐食する。変異原性が認められる。
23	クロロホルム	主な用途として医薬品、溶剤、有機合成の原料などがある。クロロホルムは、浄水処理における塩素消毒によって生成するトリハロメタンの主成分である。クロロホルムには強い麻酔作用があり、肝臓、腎細尿管、心臓などに細胞毒として作用する。
24	ジクロロ酢酸	ジクロロ酢酸は、刺激臭のある無色の液体である。ジクロロ酢酸などのハロゲン化酢酸類は、浄水過程において水道原水中の有機物質や臭素及び消毒剤（塩素）が反応して生成される消毒副生成物の一つである。
25	ジブロモクロロメタン	浄水処理過程で使われる消毒剤の塩素と水中のフミン質などの有機物質が反応して生成されるトリハロメタンの成分の一つ。
26	臭素酸	臭素酸の最も一般的な形態が臭素酸カリウムと臭素酸ナトリウムである。毒性影響には、腹痛、中枢神経系の機能低下、呼吸困難、肺浮腫、腎機能低下、聴覚障害等及び発ガン性が報告されている。
27	総トリハロメタン	メタンの水素原子3個が、塩素、臭素、あるいはヨウ素に置換された有機ハロゲン化合物の総称。THMと略称される。水道水中のトリハロメタンは、水道原水中に存在するフミン質などの有機物を前駆物質として、塩素処理によって生成する。なかでもクロロホルムは発ガン性物質であることが明らかとなっている。
28	トリクロロ酢酸	トリクロロ酢酸は、刺激臭のある無色で吸湿性の結晶である。医薬品の原料、除草剤、腐食剤、角質溶解剤、塗装剥離剤、除タンパク剤、生体内タンパク・脂質の分画剤として使用される。
29	ブロモジクロロメタン	浄水処理過程で使われる消毒剤の塩素と水中のフミン質などの有機物質が反応して生成されるトリハロメタンの成分の一つ。生成量は原水中の臭素イオンに大きく影響される。
30	ブロモホルム	同上

31	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒドは、特徴的な臭気のある気体で、有機溶媒に易溶である。浄水過程で、水中のアミン等の有機物質と塩素、オゾン等の消毒剤が反応して生成される。内服したとき、呼吸困難、めまい、嘔吐、口腔及び胃に炎症が起きる。高濃度で死に至ることもある。
32	亜鉛及びその化合物	水道水で高濃度の亜鉛が検出される場合は、そのほとんどが給水管などの亜鉛引き鋼管からの溶出による。水道水に高濃度の亜鉛が含まれていると白濁して、いわゆる白水の原因となる。また5mg/L以上含まれると収れん味を呈する。毒性は比較的弱い、高濃度の場合には腹痛、嘔吐、下痢などの中毒症状をもたらすことがある。
33	アルミニウム及びその化合物	地球の表面に存在する元素で3番目に多く、金属では最も多い。濃度が高いと、白濁水の原因となる。
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以上溶解すると、水に色がつきはじめ赤水の原因となり、臭気や苦味を与える。急性毒性は、うつ病、昏睡、呼吸障害や心拍停止などである。
35	銅及びその化合物	電線、合金、貨幣、彫刻、メッキ、農薬など、多くの分野に用いられる。銅イオンを1.0mg/L以上含む水は金属味を帯び、着色（青色）を与える。哺乳類に対しては蓄積性が認められないので慢性中毒のおそれは少ない。
36	ナトリウム及びその化合物	地殻中に広く分布。ナトリウムイオンは生体内の生理に重要な役割を果たしている。
37	マンガン及びその化合物	マンガンは地殻中に広く分布しており、軟マンガン鉱などに多く含まれる。水道水中にマンガンの多いと、浄水に黒い色をつけるので好ましくない。過剰摂取すると全身倦怠感、頭痛、不眠、言語不明瞭などの中毒症状を起こす。
38	塩化物イオン	水中に溶存している塩化物中の塩素のこと。塩化物イオンは水質汚濁の指標の一つともなっている。多量の塩化物イオンは水に味をつけたり、鉄管などの腐食を促進する傾向がある。
39	カルシウム マグネシウム等 (硬度)	(カルシウム) 水中ではカルシウムイオンとして存在し、硬度の主体をなしている。 (マグネシウム) 水中にはマグネシウムイオンとして存在し、カルシウムイオンとともに硬度の主体をなしている。健康障害としては、硬度が高すぎると胃腸を害して下痢を起こすことがある。
40	蒸発残留物	水を蒸発乾固したときに残る物質。具体的には、一定量の検水を蒸発皿に入れて水浴上で蒸発乾固し、残った物質量を求める。濁質のある検水をそのまま蒸発乾固すれば、浮遊物質と溶解性物質との総和となる。水道水の主な蒸発残留物の成分は、カルシウム、マグネシウム、シリカ、ナトリウム、カリウム等の塩類及び有機物である。健康への影響はほとんど生じない。
41	陰イオン界面活性剤	工場排水、家庭下水などの混入に由来し、水中に存在すると泡立ちの原因となり、汚濁の重要な指標である。また、陰イオン界面活性剤に付随するリン酸塩による水源の富栄養化が問題となっている。その毒性はほとんど認められない。
42	ジェオスミン	ジェオスミンは、湖沼等で富栄養化現象に伴って発生するかび臭（異臭味）の原因物質である。藍藻類のアナベナにより産生される。その毒性はほとんど認められない。
43	2-メチルイソボルネオール	2-メチルイソボルネオールは、湖沼等で富栄養化現象に伴って発生するかび臭（異臭味）の原因物質である。藍藻類のフォルミディウムやオッシラトリアにより産生される。その毒性はほとんど認められない。
44	非イオン界面活性剤	非イオン界面活性剤とは、界面活性剤のうち、イオンに解離する基を持たない物質の総称である。毒性は、一般に陰イオン界面活性剤に比べ低く、健康への影響はほとんど生じない。
45	フェノール類	合成樹脂、界面活性剤などの原料として大量に使用されている。フェノール類は、天然水中には存在しないが、化学工場排水、ガス製造工場排水などに含まれる。フェノール類が含まれていると水の塩素処理過程でクロロフェノール類が生成し、水に著しい異臭味を与えるので、厳しい排水基準が示されている。

46	有機物（TOCの量）	水中の全有機炭素は、種々の有機化合物から構成されていて、これらの有機化合物に含まれている炭素量をいう。全有機炭素は、水中に含まれる有機物総量の指標として用いることができるため、原水の有機性汚濁の状況や浄水処理過程における水の処理性評価に利用することができる。
47	pH値	水素イオンのモル濃度（水素イオン濃度）の逆数の常用対数値。pH7は中性、pH7より値が小さくなるほど酸性が強くなり、値が大きくなるほどアルカリ性（塩基性）が強くなる。水道法に基づく水質基準は5.8以上8.6以下であること、また、水質管理目標設定項目としての目標値は7.5程度とされている。
48	味	水の味は、水に溶存する物質の種類・濃度によって感じ方が異なる。異常な味は不快感を与えるので飲用には適さない。
49	臭気	水の臭気は水に溶解している種々の物質が原因となっている。水道において問題となる臭気物質は、藻類や放線菌等の生物に起因するかび臭物質、フェノールなどの有機化合物が主なものである。異常な臭気は不快感を与えるので飲用には適さない。
50	色度	水中に含まれる溶解性物質及びコロイド状物質が呈する黄褐色の程度をいう。原水においては、主に地質に由来するフミン質、フミン酸鉄による呈色と同じ色調の色について測定される。水道水においては配管等からの鉄の溶出などによって色度が高くなることがある。
51	濁度	濁度は、水の濁りをポリスチレン系粒子（5種類）を濁質の標準液とし、これと比較して測定する。水道において、原水濁度は浄水処理に大きな影響を与え、浄水管理上の指標となる。また、給水栓中の濁りは、給・配水施設や管の異常を示すものとして重要である。

（１１）市原市水道 指定給水装置工事事業者

令和5年3月31日現在

No.	事業者名	電話番号	所在地	No.	事業者名	電話番号	所在地
1	(有)宮島水道	0436-21-0683	市原市五井東二丁目	56	(有)新河工業	0476-93-9585	富里市中沢
2	(有)石川電気設備	0436-88-3411	市原市鶴舞	57	ミットヨ建公(株)	043-232-7121	千葉市若葉区
3	吉田設備	0436-92-0086	市原市牛久	58	富士総建(株)	043-263-8585	千葉市中央区
4	(有)田川農機	0436-96-0332	市原市朝生原	59	(有)大野水道	0475-34-3610	茂原市下太田
5	(有)齋藤工業所	0436-95-3610	市原市馬立	60	(有)みその水道設備工業	0475-76-2796	山武郡九十九里町
6	(有)野田農機	0436-96-0013	市原市平野	61	(株)ナンソーテック	0436-92-1201	市原市皆吉
7	(株)オカモト	0436-22-1188	市原市五井中央南一丁目	62	(有)目黒建設	0436-36-3102	市原市新生
8	岡崎設備工業(株)	0436-22-6211	市原市君塚一丁目	63	(株)豊栄設備	043-291-0076	千葉市緑区
9	(有)牧野設備	0436-95-3109	市原市馬立	64	榎本電機(株)	0439-87-2736	富津市川名
10	(有)ヤマイチ上田商店	0436-88-2024	市原市鶴舞	65	串田商事(株)	0436-92-4100	市原市牛久
11	(株)とみなが	0436-41-2031	市原市八幡	66	(有)高田設備	0436-36-5160	市原市山田
12	(有)市津工業所	0436-74-3350	市原市荻作	67	(有)朝山設備	0436-24-2391	市原市千種二丁目
13	(有)草刈設備	0436-75-1115	市原市草刈	68	新千葉建設(株)	0436-61-2696	市原市今津朝山
14	(有)荒井設備	0436-36-1818	市原市大坪	69	(有)アキヤマ	0436-41-6136	市原市八幡
15	鈴木設備(株)	0438-23-0667	木更津市永井作一丁目	70	(有)一宮鉄工所	0475-42-3313	長生郡一宮町
16	(株)帝設備	0436-43-1252	市原市山田橋二丁目	71	(株)市原水道センター	0436-21-7041	市原市平田
17	オリエント工業(株)	0436-62-4566	市原市姉崎	72	(有)山本農園	0436-36-0562	市原市松崎
18	鈴木管工(有)	0436-22-0347	市原市根田一丁目	73	大金興業(株)	043-291-0161	千葉市緑区
19	(株)ナカニシ管工	0436-24-1313	市原市五井中央南一丁目	74	(有)佐久間住研	0436-75-2218	市原市能満
20	(有)今井水道	0436-41-1386	市原市五所	75	(株)大泉建設	043-263-3023	千葉市中央区
21	(株)協同建設市原支店	0436-21-3811	市原市島野	76	(有)ヤマコ工業	047-460-4010	船橋市宮本四丁目
22	半田管工(株)	0436-52-0973	市原市東国吉	77	アート設備工業	043-264-0637	千葉市緑区
23	長浦設備(株)	0438-62-2754	袖ヶ浦市蔵波	78	あすなる住設	0438-63-9890	袖ヶ浦市神納
24	(株)松樹工業	043-265-5352	千葉市中央区	79	(有)国分寺台造園土木	0436-22-0136	市原市国分寺台中央六丁目
25	(有)明和設備	043-256-5656	千葉市稲毛区	80	山王住設(株)	043-422-9673	千葉市稲毛区
26	(有)藤住設	0436-43-1527	市原市能満	81	(株)ホワイト	0438-23-4421	木更津市新田三丁目
27	(株)アラチ水道センター	0475-25-0525	茂原市早野	82	(有)第一佐藤建材工業	0436-61-1932	市原市姉崎
28	(株)北袖商事	0438-63-3271	袖ヶ浦市蔵波台七丁目	83	(株)並木設備	0475-34-7154	茂原市栗生野
29	(株)イケダ	043-422-2820	四街道市大日	84	ウォーターワークス(株)	047-456-7891	船橋市古和釜町
30	桜井設備工業(株)	0438-98-4064	木更津市祇園四丁目	85	東部設備(有)	043-265-2580	千葉市緑区
31	森設備	0470-82-2162	夷隅郡大多喜町	86	(有)富国電機	0436-92-1313	市原市米沢
32	(有)石田水道工事店	0475-25-0221	茂原市小林	87	(株)カリナ住設	0436-61-7317	市原市青葉台六丁目
33	(株)佐藤設備	043-291-0263	千葉市緑区	88	(有)シバタ工業	0436-52-8552	市原市ちはら台南四丁目
34	(株)高橋工業所	0439-54-0150	君津市外箕輪	89	ウッドテック(株)	0476-97-2551	印西市小林
35	こかい水道設備(有)	0438-41-9190	木更津市岩根四丁目	90	(有)飯塚設備	0436-74-1646	市原市大厩
36	(有)岡本水道工業所	0475-23-4354	茂原市茂原	91	(有)今井設備工業	0475-58-8313	東金市下武射田
37	(有)一進工業	0475-35-3868	長生郡長柄町	92	(株)伊大知総業	0470-86-3031	いすみ市深谷
38	(有)田中水道	0436-62-4308	市原市畑木	93	(株)習志野工業	047-478-8131	習志野市東習志野八丁目
39	(株)シバサキ建設	0438-63-0911	袖ヶ浦市三ツ作	94	(株)サンライズネットワーク	047-456-5860	船橋市習志野台二丁目
40	(有)産洋設備	0438-25-5434	木更津市吾妻一丁目	95	(株)双葉工業	043-292-8305	千葉市緑区
41	(株)田辺設備	0438-75-5001	袖ヶ浦市上宮田	96	新協工建(株)	0436-62-6300	市原市今津朝山
42	(株)信和アセント	043-312-3230	千葉市中央区	97	(有)高品ポンプ店	0438-22-2849	木更津市長須賀
43	(有)冷暖サービス	043-233-5816	千葉市若葉区	98	(株)山路	0436-75-2242	市原市大厩
44	(有)清和新興社	0439-37-3191	君津市東栗倉	99	(株)ケイハイ東千葉支店	0475-55-1621	東金市東上宿
45	(株)朝日工業	0475-72-4399	大網白里市みずほ台一丁目	100	(有)釜屋燃料店	0475-42-2671	長生郡一宮町
46	共同設備工事(株)	043-294-6261	千葉市緑区	101	弘建設備(株)	0436-20-0011	市原市五井
47	京葉工管(株)	043-241-8885	千葉市美浜区	102	(株)市原水道興業	047-444-0622	鎌ヶ谷市鎌ヶ谷八丁目
48	(株)ケイエスディ工業	043-295-8551	千葉市緑区	103	(株)アイコー設備工業	047-459-8629	八千代市萱田町
49	(株)ホマレ管工	043-292-0323	千葉市緑区	104	かずさ総建(株)	043-304-7900	千葉市若葉区
50	光・管工(株)	0438-41-3411	木更津市本郷一丁目	105	(株)水巧設備工業	043-231-5020	千葉市若葉区
51	(有)岡本水道	043-291-7615	千葉市緑区	106	(有)三起	0475-46-1141	長生郡長南町
52	飯島設備工業(株)	0470-82-5500	夷隅郡大多喜町	107	マキタ設備	0475-33-1511	長生郡白子町
53	(有)小林水道鉄工	0475-46-0141	長生郡長南町	108	(株)岡本設備	0475-72-3210	大網白里市大網
54	(有)大網管工	0436-52-2107	市原市高田	109	(株)クラシアン南千葉支社	043-294-9131	千葉市緑区
55	(有)片山設備	043-231-1040	千葉市若葉区	110	(有)結城設備	0436-41-8423	市原市山田橋二丁目

No.	事業者名	電話番号	所在地	No.	事業者名	電話番号	所在地
111	(有)サイトウ設備	0436-24-7207	市原市五井中央東一丁目	168	ジール	0475-55-5438	東金市一之袋
112	(株)日設工業	043-250-7751	千葉市稲毛区	169	荏原住宅設備(株)	03-5702-2355	東京都品川区
113	(株)アート設備建設	043-298-9111	千葉市稲毛区	170	小金設備工業(株)	0470-22-8082	館山市西長田
114	及川工業(株)	043-209-3350	千葉市中央区	171	二和設備工業(株)	047-441-7127	鎌ヶ谷市初富
115	(株)保坂設備	0475-89-1505	山武市板川	172	(株)アクアサービス	06-6335-1211	大阪府豊中市
116	(株)アクアフィールド	0436-92-0140	市原市皆吉	173	(株)水楽	043-304-7897	四街道市物井
117	謙システム(株)	0475-89-0277	山武市板川	174	福葉水道(株)	047-476-4321	習志野市實籾一丁目
118	(株)美武	043-216-4025	千葉市緑区	175	(株)北本組	047-712-0012	市川市曾谷四丁目
119	岬水道(株)	043-265-4433	千葉市中央区	176	(株)うの丸住設	043-294-0063	千葉市緑区
120	(有)ストレングス	043-246-2235	千葉市美浜区	177	(株)高橋設備工業所	0436-74-5677	市原市山木
121	友利工業(株)	043-497-4367	千葉市若葉区	178	(株)スイドウサービス	06-6991-6767	大阪府大阪市城東区
122	昌和建設(株)	0476-80-3588	印西市瀬戸	179	(株)ハウスラボ	06-6648-9898	大阪府大阪市浪速区
123	(株)元岡設備	0475-42-8873	長生郡一宮町	180	植草設備	0436-42-6587	市原市山田橋三丁目
124	ミサキ工業	0299-93-1007	茨城県神栖市	181	(株)アステム	03-3639-3330	東京都中央区
125	(株)和弘	043-286-0781	千葉市稲毛区	182	(有)設備保全センター	0438-20-6051	木更津市長須賀
126	(有)青柳設備	043-443-3738	八街市八街ほ	183	(有)ケイ・テック	0439-80-1441	富津市二間塚
127	(有)おゆみの設備	043-293-2020	千葉市緑区	184	(株)Y u u Y a	043-309-5983	千葉市若葉区
128	(株)山口設備	0438-63-7393	袖ヶ浦市大曾根	185	(有)大高工業	0470-87-3566	いすみ市岬町和泉
129	寿住宅設備機器(株)	0438-62-1230	袖ヶ浦市飯富	186	(株)ライフサポート	0422-66-2813	東京都三鷹市
130	(株)伸栄建設	0475-72-8899	大網白里市金谷卿	187	(株)アズクリエイティブ	052-202-5263	愛知県名古屋市中区
131	(有)福田水道	0439-52-0962	君津市外箕輪四丁目	188	(株)大松商会	03-3787-3088	東京都品川区
132	(株)神奈川管工	045-373-3939	神奈川県横浜市中区	189	(株)タカギ	093-962-0941	福岡県北九州市小倉南区
133	(有)星野工務店	043-291-0227	千葉市緑区	190	ジャステック	043-386-7910	千葉市緑区
134	内田設備工業	0436-24-6235	市原市千種五丁目	191	(株)エーシン	043-290-9963	千葉市若葉区
135	(有)泉澤設備工業	043-250-7823	千葉市稲毛区	192	ラクーネル(株)	0436-63-7804	市原市千種五丁目
136	(株)パイプライン	043-463-5911	佐倉市中志津四丁目	193	(株)リビングプラス	045-511-8777	神奈川県横浜市中区
137	(有)千広設備	047-471-8563	船橋市三山四丁目	194	(株)伊藤住設	03-3921-5263	東京都練馬区
138	(株)ライフラインクリエイター	047-751-3888	八千代市萱田	195	須田設備工業	0436-36-6311	市原市高坂
139	(有)五島設備	0438-75-8811	袖ヶ浦市横田	196	住宅サービス	0436-23-3563	市原市玉前
140	(株)竹昇	0436-52-1488	市原市瀬又	197	(株)東和照会	042-467-6767	東京都東久留米市
141	(株)匠住設	043-312-5610	千葉市若葉区	198	平山住設	0479-75-4042	香取郡多古町
142	(株)日本水道センター	0120-506-123	船橋市夏見一丁目	199	(株)ナガミネ	0475-55-1147	東金市台方
143	充眞	043-295-2710	千葉市緑区	200	令和設備(株)	047-440-8494	船橋市葉園台四丁目
144	(有)水のマルショウ	047-459-1939	八千代市麦丸	201	(株)クリーンライフ	06-6821-6133	大阪府吹田市
145	(株)篠原設備	04-7137-9241	柏市逆井	202	(株)顕成工業	0436-52-2773	市原市ちはら台東七丁目
146	(株)イースマイル	06-7739-2525	大阪府大阪市中央区	203	(有)共成建設	0436-63-7763	市原市八幡
147	共和建設(株)	043-251-5914	千葉市中央区	204	(有)シンビ	0436-26-4612	市原市西広六丁目
148	(有)松崎設備	043-266-3333	千葉市中央区	205	(株)雄和	0436-52-2775	市原市西広六丁目
149	(株)吉田起業	043-266-6224	千葉市若葉区	206	(有)大藤設備	047-467-3332	船橋市習志野台五丁目
150	(株)アイダ設計	048-726-8613	埼玉県さいたま市大宮区	207	(株)エスブロック	04-7193-0800	柏市岩井
151	(株)ユーワ	0436-98-5850	市原市青柳	208	佐瀬水道	0479-86-2162	山武市松尾町大堤
152	(株)アントネー	0436-50-9051	市原市山口	209	(株)創翔	0438-97-7615	木更津市東太田一丁目
153	(株)コウセイ	045-862-3840	神奈川県横浜市中区	210	(株)アイリスインダストリー	043-214-3444	千葉市若葉区
154	(株)安田設備工業	0475-72-7002	大網白里市富田	211	(株)ピカいち	043-350-1061	長生郡一宮町一宮
155	(株)関東工業	0436-98-2188	市原市ちはら台東四丁目	212	(株)JOY c r a f t	047-404-7974	船橋市藤原六丁目
156	春日システムテクノ(株)	043-241-9141	千葉市中央区	213	(株)大和	0436-63-6914	市原市国分寺台中央一丁目
157	(株)日の出設備	047-460-3611	船橋市夏見七丁目	214	(株)ALION	043-308-3482	佐倉市王子台一丁目
158	地曳水道設備	0438-53-5778	木更津市真里谷	215	南総環境(株)	0436-95-2747	市原市馬立
159	(有)新田設備工業	043-421-5289	四街道市大日	216	(株)サエグサ	0438-38-3650	木更津市江川
160	中央日化サービス(株)	043-259-2971	千葉市花見川区	217	(株)アクシアライフ	043-330-7056	千葉市中央区
161	(有)邦栄設備	0439-55-3925	君津市外箕輪一丁目	218	(有)豊永プランニング	043-488-3399	佐倉市ユーカリが丘六丁目
162	(有)吉田設備工業	043-445-5503	八街市吉倉	219	明和工業(株)	043-235-7542	千葉市若葉区
163	(有)内設備工業	043-258-6401	千葉市花見川区	220	(株)S A N - A	047-419-9100	八千代市島田台
164	尾崎設備	047-493-5176	習志野市藤崎一丁目	221	(株)サイトウ住設	0475-53-5726	大網白里市柿餅
165	(株)ニューアトラス	043-259-8260	千葉市稲毛区				
166	(有)下山設備工業	047-479-1668	習志野市東習志野五丁目				
167	(株)アクアライン	082-502-6644	広島県広島市中区				

(1 2) 行政区域内の専用水道および飲料水供給施設

区 分		名 称	所 在 地	水 源	給水人口 (人)	一日最大 給水量 (m ³)
専用水道	市水区域	千葉県循環器病センター及び付属施設	鶴舞575	地下水	210	172
		磯ヶ谷病院	磯ヶ谷35	地下水	274	103
		市原わかば台住宅地	皆吉1057-40	地下水	450	113
		介護老人保健施設 クレイン	石川1078	市水・地下水	195	45
		介護老人保健施設 なんな苑	中高根1341-1	地下水	173	95
		ケアハウス辰巳彩風苑	神崎263-1	地下水	73	34
		ケアハウス向日葵	二日市場774-1	地下水	115	75
		軽費老人ホーム溪泉荘 特別養護老人ホーム市原園	万田野732-6	地下水	247	54
		医療法人社団永野病院	馬立802-2	地下水	411	50
		社会福祉法人九曜会 千原厚生園	犬成651	地下水	80	44
		社会福祉法人佑啓会ふる里学舎	今富1110-1	地下水	162	24
		ザ ナショナルカントリー倶楽部 千葉	寺谷666	地下水	381	564
		鶴舞大蔵屋団地	石川480-13	地下水	1,050	315
		ときわ台水道組合	栢橋215-270	地下水	375	120
		特別養護老人ホーム あじさい苑	新堀947-3	地下水	148	31
		特別養護老人ホーム トータス	鶴舞559-1	地下水	95	50
		特別養護老人ホーム 辰巳萬緑苑	神崎263	地下水	161	36
		福山通運株式会社 市原社宅 (グリーンフィルズ市原)	喜多760-1	地下水	352	125
		ふる里学舎 静風荘	今富997-1	地下水	138	48
		小 計			5,090	2,098
	県水区域	宇部興産山木住宅	山木44-3	県水	854	350
		医療法人社団琢心会 辰巳病院	辰巳台東5-5-1	県水・地下水	354	62
		医療法人芙蓉会 五井病院	五井5155	県水・地下水	268	50
		医療法人鎗田病院	五井899	県水・地下水	681	65
		介護老人保健施設 アーネスト	五井1846-1	県水・地下水	200	64
		介護老人保健施設 ユーアイ久楽部	西広131	県水・地下水	213	50
		第2クローバー学園	椎津3085	地下水	97	50
		帝京大学ちば総合医療センター	姉崎3426-3	県水・地下水	2,500	568
		特別養護老人ホーム 青柳園	青柳3-6-6	地下水	118	39
		独立行政法人労働者健康安全機構 千葉労災病院	辰巳台東2-16	県水・地下水	2,098	393
		リハビリテーション病院さらしな	更級1-5-3	県水・地下水	275	81
		ケアハウス日夕苑	柏原271-1	地下水	80	33
		介護老人保健施設メディケア51	町田176	地下水	140	50
		小 計			7,878	1,855
	合 計 (専用水道)				12,968	3,953
飲料水供給施設	市水区域	特別養護老人ホーム清流園 新館	勝間337-2	地下水	57	20
		小 計			57	20
	県水区域	新葉グリーンハイツ	五井2651	地下水	72	18
		特別養護老人ホームゆうしゅう園	天羽田1500-3	地下水	76	16
		ブリバール	姉崎236	地下水	72	18
		ショートステイゆうしゅう園八幡	八幡北町3-6-34	地下水	56	10
		小 計			276	62
	合 計 (飲料水供給施設)				333	82

経営比較分析表（令和3年度決算）

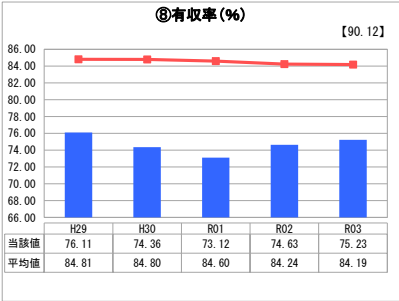
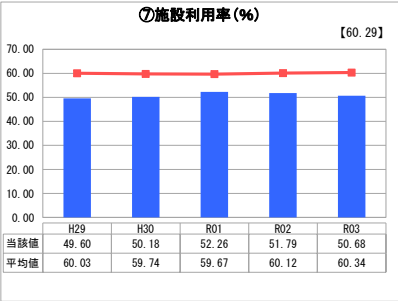
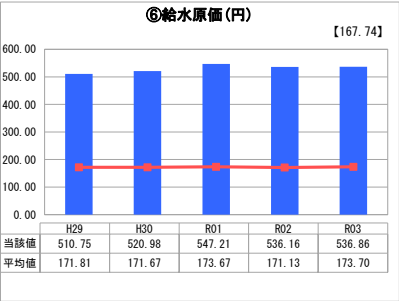
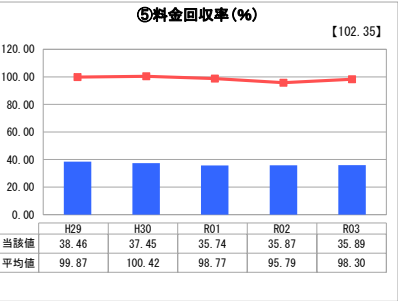
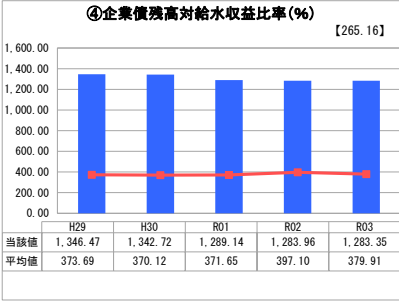
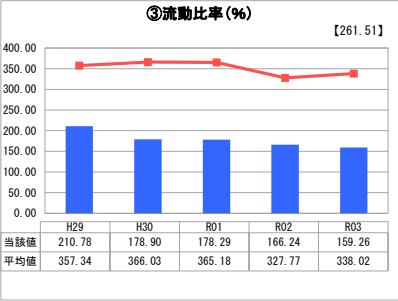
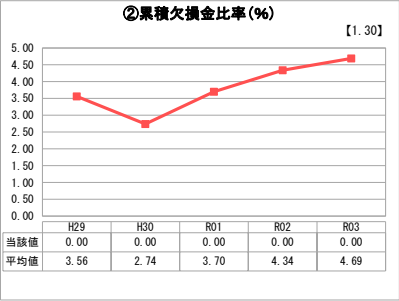
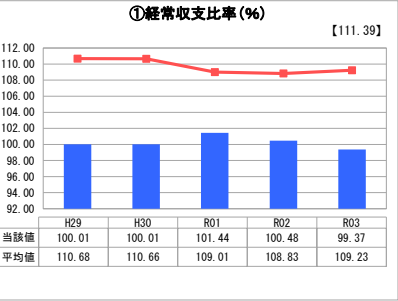
千葉県 市原市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A5	自治体職員
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)	
-	60.77	16.10	2,690	

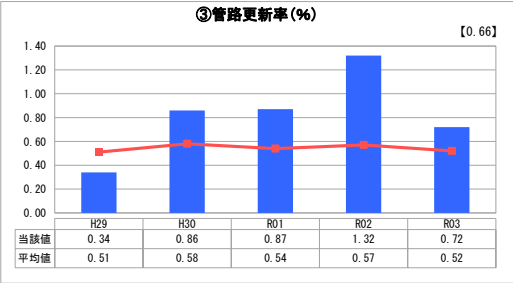
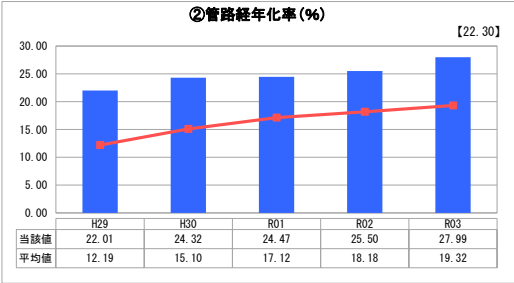
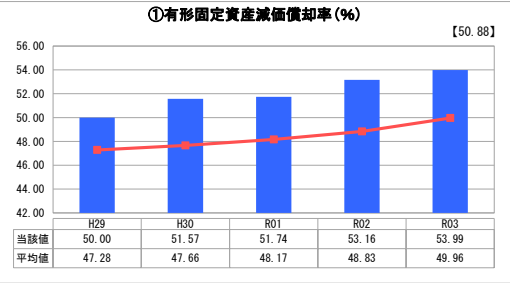
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
271,740	368.16	738.10
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
43,652	282.46	154.54

■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

⑤が低い原因は、同じ行政区域内に併存する千葉県企業局と同一料金体系に設定しているためである。このため、①は、一般会計繰入金をもって、収支均衡が図られるよう調整している。

③、④、⑥は、有収水量密度が極端に低い低密度分散型の給水区域を担いつつ、過去に建設した高度浄水処理施設の設備投資負担が重く押し掛かっていることから、他団体と大きく乖離した値となっている。

⑦は、過疎化の進行に伴い、施設能力に余力が生じており、今後の一層の人口減少に伴う水需要の減少に合わせて再構築計画に基づく施設の統廃合や施設規模の見直しを進めていく必要がある。

⑧は、老朽管が多く存在していることによる漏水が原因と見られ、計画的に老朽管の更新を進めていく必要がある。

2. 老朽化の状況について

①は、類似団体平均値並みであるが、上昇傾向にある。緊急性や施設の重要度を考慮し、費用の平準化を図りながら、計画的な更新が必要である。

②は、水道事業創設時期に布設した管路が一齐に更新時期を迎えているのに対し、布設替のための更新投資費用の捻出がままならず、更新スピードが老朽化に追いついていないことを示している。

③が平均を上回った原因は、有収率の状況を鑑み、重点事業として管路の布設替を行ったためである。

全体総括

「人口の貼り付きが少ない内陸・中山間集落を主な区域とし採算性に乏しいこと」「政策判断として同じ行政区域内に併存する県営水道と料金格差が生じないよう対応していること」「給水原価が示すように過去の設備投資に伴う減価償却費等の負担が非常に重いこと」など、各々の指標が示すように構造的な経営課題がある。ひいては、非常に低いレベルの有収率が示すように、漏水の発生等、老朽化の進行にも十分に対処ができていないことも窺える。

人口減少社会に突入しこのような傾向は本市が受け持つ区域の地域性から他団体よりも一層顕著になることが想定されることから、「市原市水道事業ビジョン」に掲げる重点的取組を推進し、経営基盤の強化を図っていくかなければならない。